

「はばたきプラン 21」 推進会議での意見

※頁は「中間のまとめ」の頁

第 1 章 計画の基本的考え方

項目	頁	意見要旨	区の考え方
1	3	<p>答申文書が切り詰められています が、外されるべきでない重要な出来 事、語句があります。例えば以下のよ うに復活させていただきたいと思 います。</p> <p>(1) 国際的な動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会の設置と各国 の条約履行状況の審査についての記 述 <p>日本政府も審査を受けており、毎回 不十分さを指摘されているので。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北京会議」についての記述 <p>「北京会議（第四回世界女性会議）」 とするのが適切だと多います。行動 綱領の説明に関する部分は、「ジェン ダー平等実現のため、『あらゆる法 律、公共政策、～』を掲げて」として いただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGs 関係について <p>「目標 5」についてのみ書くのでは 不十分であって、「アジェンダ」文書 パラグラフ 20 の書きぶりである「ジ ェンダー平等の実現と女性・女児の エンパワーメントは、すべての目標 とターゲットの進捗において決定的 に重要な貢献をなす」を入れて、例 えば、下記のようにしていただければ と思います（なお、empowerment は、 「能力強化」とせず、カタカナ表記の 「エンパワーメント」とすること。</p> <p>修正案</p> <p>「このアジェンダのいう『持続可能 な開発目標』（SDGs）において、目標 5 として『ジェンダー平等を達成し、 すべての女性と女児のエンパワーメ</p>	<p>「第 1 章 2 計画策定の背景 (1) 国際的な動き」について以下 の通り追記しました。</p> <p>「昭和 57 (1982) 年には、女子差 別撤廃委員会が設置され、各国の 条約の履行状況について、定期的 に審査が行われています。」</p> <p>「北京会議（第 4 回世界女性会 議）」</p> <p>「ジェンダー平等を達成するた め『あらゆる法律、公共政策、計 画及びプロジェクトにジェンダ ーの視点を組み込むこと（ジェン ダー主流化）』を掲げて各国政府 に取組の促進を求めています。」</p> <p>「このアジェンダのいう「持続可 能な開発目標」（SDGs）において、 目標 5 として「ジェンダー平等を 達成し、すべての女性と女児のエ ンパワーメントを図ること」を掲 げ、「ジェンダー平等の実現と女 性・女児のエンパワーメントは、 すべての目標とターゲットの進 捗において決定的に重要な貢献 をなす」とし、その実施には「ジ ェンダー主流化」が不可欠である とされました。」</p>

			ントを図ること』が掲げられていますが、同時に、『ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進捗において決定的に重要な貢献をなす』とされ、その実施には『ジェンダー主流化』が不可欠であるとされました。」	
2	計画策定の背景	4 103	<p>(2) 国の動き</p> <p>・「国際的な動き」には国連での動きについて書いているので、男女共同参画社会基本法以前の記述が全くないのはよくないと思います。「中間のまとめ」においても、巻末の年表には、国連の動きを受けての国の動きが掲載されているので、復活させるべきです（なお、年表中、1979年の国の動きは、条約の「署名」となっていますが、79年は国連総会での採択です。署名式が行われたのは、1980年でしたので、いずれかの修正が必要だと思います）。国連の動きを受けて、国内行動計画を策定していること、女子差別撤廃条約に批准し、それとの関連で男女雇用機会均等法が制定されたこと、国内行動計画の改定とともに本部機構、有識者会議の整備も進み、北京会議行動綱領を受けて、男女共同参画社会基本法が制定され、現在の体制となったことを記して、男女共同参画基本計画を策定し、「総合的・計画的に施策を進めている」と続けていただきたいと思います。</p>	<p>「第1章 2 計画策定の背景</p> <p>(2) 国の動き」に、「はばたきプラン21」推進会議からの「台東区男女平等推進行動計画改定にあたっての基本的考え方」答申（平成31年3月）のP2 (2) 国の動きの第1段落から第7段落（「第二次世界大戦後の日本では、」から「ナショナル・マシーナリー（国内本部機構）が整備されました。」まで）の内容を追記しました。また、年表の記載を修正しました。</p>

3	計画策定の背景	5	<p>(3) 東京都の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「答申」冒頭部分 (p. 4) をカットしていますが、入れていただきたいと思います (条例が出てくる前の部分を入れてください)。 ・オリパラ条例制定ののち、2019年12月25日に基本計画の策定が行われたと公表されたので、この記述も加えるべきだと思います。 	<p>「第1章 2 計画策定の背景 (3) 東京都の動き」について以下の通り追記しました。</p> <p>「東京都は、昭和 51 年に都民生活局婦人計画課を設置して以降、国際的な動き、国の動きに対応して男女平等に関する計画を策定してきました。」</p> <p>「令和元年 12 月には、条例に基づく計画として、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。」</p>
4	計画の基本理念と基本目標	7	<p>「ジェンダーの視点」について (p. 7)</p> <p>「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点」とされていますが、この記述だけだと、施策への反映に際して具体的な指針になり難いと思われまますので、例えば、</p> <p>「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものである」という基本認識に立ち、男女、あるいはまた性的少数者のニーズや政策効果の違いに敏感となること」などとするべきだと思います。</p>	<p>「ジェンダーの視点」に関する記述については、国の説明を参考にしており、言葉の定義の統一性を重視しています。</p>
5	計画の評価指標	8 9	<p>「増加」「減少」は、指標とはいえないので、目標として掲げるのは止め、</p> <p>「計画期間中、増加し続けるかどうか、減少し続けるかどうかをモニタする」というようなかたちにして、</p> <p>「計画との関連で特に注視する動向」としたらどうでしょうか。また、指標については、可能であれば、調査統計に加え、業務統計からの設定を「検討」していただきたいと思います。</p>	<p>一部の評価指標については、長期総合計画との調和を図り、目標値を「増加」、「減少」としています。</p>

6	計画の 評価指標	9 子宮頸癌検診受診率の現状（49.0%）と目標（50%）が近すぎるのではないのでしょうか。この目標値になっているのはどうしてなのか、ご説明いただければと思います。	区の長期総合計画の目標値との調和を図っているものです。目標値については、「健康たいとう 21 推進計画（第 2 次後期計画）」において、国の計画における目標値をもとに定めたものです。
7	計画の 評価指標	9 「区政運営の推進」については、目標がすべて 30%に揃えられていますが、現状には差があります（特に、男女平等推進プラザの認知度は、他 2 つと比べて大幅に低いです）。なぜ同じ 30%なのでしょう。上 2 つについては、より高い目標にするべきではないのでしょうか。理由を明らかにしていただければと思います。	今後 5 年間に於いて、着実に達成すべき目標値として 30%としています。

第2章 計画の内容

基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

	項目	頁	意見要旨	区のお考え方
8	施策(1)	22	<p>「基本目標1」／「施策(1) 男女平等意識の形成」</p> <p>・「現状と課題」においては、答申を反映して「意識と現実の乖離」を述べています。意識は変わっているが、現実はそれに追いついていない、ということなのですから、現実（性別役割分業が持続している現実）そのものを変える取り組みが必要なはずで、そのような記述が、「男女平等意識の形成」という見出しの元に行われているのは不整合です。施策のほうで「現実を変える取り組み」が行われるのであればまだよいと思われ、</p> <p>が、p.24の「方向性」においても、「意識を高める」という記述が複数回みられます。施策のタイトルを修正するのは困難と思われるので、事業レベルにおいて、啓発とともに、「現実を変えること」に関する記述が行われるようにしていただければと思います。掲げられる事業は、現実を変えることに寄与するものであるべきです。</p>	<p>「取組の方向性②男性への男女平等参画の取組」において、性別役割分担の解消に向けて、男性を対象とした講座を実施して参ります。</p>
9	施策(2)	29	<p>「施策(2) 意思決定過程への男女平等参画の推進」</p> <p>・「現状と課題」P.29 冒頭の文が唐突感があるので、一文で改行するのをやめ、「そのため、国は～」として続けたらどうかと思います。</p>	<p>「現状と課題」の第1段落の改行を削除し、「そのため、」と追記しました。</p>

10	施策(2)	29	<p>「施策(2) 意思決定過程への男女平等参画の推進」</p> <p>・「現状と課題」P.29 地域活動について。</p> <p>答申では、「地域コミュニティの持続可能性の観点からも、多様な人々が地域活動に参加できるようにするためにも、性別役割分業を基盤にした活動の在り方は、改められる必要がある」としています</p> <p>(p.13)。この記述は、「中間のまとめ」にはみえないので、計画にどのように反映されていることになるのかについて、ご説明いただきたいと思ひます。</p>	<p>「現状と課題」の第5段落に「固定的な性別役割分担を基盤とした活動の在り方を見直すとともに、」と追記しました。</p>
11	施策(3)	35	<p>「施策(3) 男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立」</p> <p>・事業番号19について。</p> <p>男女平等参画の視点に立った避難所運営指針の作成と区民への配布等を、具体的施策として実行していただければと思ひます。</p>	<p>区は、「避難所運営マニュアル」に着替え等のスペース確保や女性用物資を配布する際の配慮など、男女平等参画の視点を取り入れ、避難所運営委員や訓練参加者に周知しています。</p> <p>引き続き、国や都の動向等も踏まえ適切に対応して参ります。</p>

基本目標2 職業生活における女性の活躍推進

	項目	頁	意見要旨	区の考え方
12	施策(4)	36	<p>「基本目標2」／「施策(4) 女性の就業・登用・起業の機会拡大」</p> <p>・「現状と課題」の修文の提案；2段落目の（男性中心型労働慣行）</p> <p>「が依然として根付いており」に続く記述が、答申を踏襲して、男性の話→女性の話という順番になっていますが、施策のタイトルは「女性」についてのものなので、女性の話を出すほうがよいのではないかと思ひます。</p> <p>修文案「～根付いており、女性にとって、家事や育児・介護と仕事の両</p>	<p>施策(4)の「現状と課題」の第2段落の後半を、以下の通り修正しました。</p> <p>「女性にとって、家事や育児・介護と仕事の両立、就業継続を困難にする大きな要因となっているとともに、男性にとっても家事や育児・介護への参画を阻害する要因となっています。」</p>

			立、就業継続を困難にする大きな要因となっています。また、同時にこの慣行は、男性自身が家事や育児・介護への参画を阻害する要因ともなっています。」	
13	施策(4)	41	<p>事業番号 91（管理職試験）について</p> <p>毎年度の管理職選考受験者の男女別割合を公表するようにはしてもらえないでしょうか。毎年度の評価に大変役立つと思われます。</p>	<p>選考試験は、特別区人事委員会が実施しており、女性の割合は公表されておりません。</p>
14	施策(5)	43	<p>「施策(5) ワーク・ライフ・バランスの実現」について</p> <p>・「現状と課題」について修文を提案します。</p> <p>「ワーク・ライフ・バランスを推進することのメリット」については、答申にある記述（「従業員のモチベーションアップ、離職率の低下、好業績従業員の定着、優秀な人材の確保、業績や企業価値の向上といったワーク・ライフ・バランスを推進することの経営上のメリット」の紹介）を生かしてほしいです。具体的には、この内容が、(先進的な取り組みを行っている企業の紹介も含め) 事業のどれかにおいて確実に実現されるようにしてほしいと思ひます。</p>	<p>施策(5)の「現状と課題」の第5段落の2文目に「従業員のモチベーションアップ、離職率の低下、好業績従業員の定着、優秀な人材の確保、業績や企業価値の向上といった」と追記し、「メリット」を「経営上のメリット」と文言修正しました。</p>

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

	項目	頁	意見要旨	区の考え方
15	施策(7)	55	<p>「基本目標3」／「施策(7) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護」</p> <p>・DV被害は、専門家による早期の対応が必須ですが、自分の受けている被害がDVであるという認識になかなか至らないということも含め、相談につながりにくいということが、関係者の共通認識となっています。この点の理解を広げるためにも、答申にある「相談しやすくなるための方策を検討するとともに～、被害者を早期に発見するために取り組みを推進することが重要である」(p.20)を生かしてほしいと思います。具体的には、事業番号50に、この点が確実に反映されるべきです。</p>	<p>事業番号50「DVにおける庁内連携」において、区が実施している各種相談事業間の連携を図り、相談しやすい環境の整備や被害者の早期発見に努めて参ります。</p>
16	施策(7)	58	<p>・「事業番号49」について</p> <p>「児童虐待を伴う場合には」の箇所は、「被害者の家庭に子どもがいる場合には」としていただきたいと思えます。妻へのDV被害がある場合には、子どもは、いわゆる面前DVの被害を受けている可能性が高いからです。内閣府男女共同参画局による資料を参照のこと。</p>	<p>平成31年2月28日付内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化等について」を参照し、以下の通り修正しました。</p> <p>「また、児童虐待とDVが重複して発生していることを踏まえ、子供の安全確保を最優先するため、関係機関との連携を図ります。」</p>

17	施策(8)	<p>62 「施策(8)あらゆる暴力の防止への取組」</p> <p>・「現状と課題」における問題(対象)の把握が「ハラスメント、ストーカー行為、性暴力」となっています(さらに「JK ビジネス」「AV 出演強要」)。</p> <p>そして、「取り組みの方向性」においては「②ストーカー行為・性暴力等の防止」という書き方が行われていますが、この「等」には、答申 p.22 にあり、「人権侵害や差別の助長につながる行為」とされている『性風俗産業や売買春、人身取引、女性に対する不当な搾取、性の商品化、女性に対する侮辱的な性表現の反乱』は、含まれているのでしょうか? また、事業番号 62、63 の事業において、この点は生かされるのか伺いたいと思います。</p>	<p>答申で示されている「人権侵害や差別の助長につながる行為」も踏まえ、防止に向けた啓発を行うとともに事業番号 99「はばたき 21 相談室」と合わせ、総合的に取り組んで参ります。</p> <p>また、「施策(1)男女平等意識の形成 取組の方向性①」に以下を追記しました。</p> <p>「様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、性の商品化、女性の人権を侵害する性表現の氾濫などの防止に向けたメディア・リテラシーを向上させる取組を行います。」</p>
18	施策(9)	<p>66 「施策(9)生涯を通じた男女の健康支援」の「現状と課題」の書きぶりについて。</p> <p>答申 p.23 にある「非正規雇用労働者や就労せずに家事を担う女性などは、定期検診の受診率が低いことから、受診率向上に向けた取組や、健康に関する知識を習得する機会の提供を行う必要がある」という記述は、新しい論点なのですが、掲げられた事業において反映されているのかどうか不明です。どこで反映されているのか、明瞭にさせていただければと思います。</p>	<p>40 歳以上の国民健康保険加入者等については、総合健康診査、40 歳未満で健診機会の無い方については、区民健診(両事業とも事業番号 69 に該当)を無料で実施しています。未受診者に対する再勧奨や区のホームページ等での広報を行うことで受診率向上を図るとともに、受診票送付時に健康づくりに関するチラシを同封することで、正しい知識の周知啓発を図っています。</p>

19	施策(10)	<p>71 「施策(10) 困難を抱える方への支援の充実」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画(ジェンダー平等)の実現という観点からは、この「困難を抱える方々」についての施策を掲げる際に重要な点は、高齢者であること、障害があることなどの困難状況に、女性であることが加わるということ(複合的な困難)です。この複合的な困難、複合差別に関する記述は、「答申」では後ろのほうに書かれています。冒頭に位置づけられるべきものだと思います。そのためか、「現状と課題」においては、この論点はカットされており、問題が大きいのので、盛り込んでいただきたいと思います。また、「取り組みの方向性」においても、例えば、「いずれにおいても、女性であることで複合的な困難な状況に置かれている場合があることに留意する」などと、別記するかたちで、上記の論点を記すべきだと思います。 	<p>施策(10)の「現状と課題」の第1段落に「さらに、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要があります。」と追記しました。</p>
20	施策(10)	<p>71</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢単身女性についての留意がありますが、より若い世代の非正規単身女性についての記述が欠けている(答申でも同様)。先般報じられた足立区での事案への対応は、例えば、「すべての妊産婦や子育て家庭に対して」とする「おやこサポート・ネットワーク」(事業番号43)で可能なかどうか危ぶまれるので、より若い世代の非正規単身女性をターゲットとする記述を、この「施策(10)」に入れていただき、さらなる施策の可能性を探っていただきたいと思います。 	<p>女性の雇用や就労に関する取組については、「施策(4) 女性の就業・登用・起業の機会拡大」において取り組んで参ります。また、妊産婦やひとり親世帯への支援については、「施策(6) 子育て世代・介護者への支援」において取り組んで参ります。</p>

【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

	項目	頁	意見要旨	区の考え方
21	(1)	79	<p>【計画推進の基盤】「(1) 男女平等参画の総合的推進」について</p> <p>・「取組の方向性」の「③評価体制づくり」については、現状の「はばたきプラン21」推進会議での評価は不十分なので、改善すべきです。例えば芦屋市では、「進行管理調書」を作成し、審議会で評価を行い、結果を公表しています。この調書には、各事業の年度ごとの実施目標、予算、実績内容、実績具体的数値が書かれており、これが審議会にかけられ、評価が行われるものと思われます。こうしたしくみをつくり、特に、人権・男女共同参画課以外の所管となる事業については、ジェンダー視点を入れたかたちでの実施が行われたのかどうかについて、確認、評価できる体制としていただきたいです。そのためには、審議会の開催日程の調整、評価のためのワーキンググループ設置などを考える必要があるかもしれません。</p>	<p>計画の進捗評価につきましては、より効果的なものとなるよう検討して参ります。</p>